

低入札価格調査制度の本格導入について

本市では、『大野城市建設工事低入札価格取扱要領』を制定し、平成29年5月15日より本格運用を開始しました。

低入札価格調査制度とは・・・

極めて低い価格で入札された価格が、予め定めた調査基準価格を下回った場合、履行の確実性に関して多種の様式等を提出してもらい、適正な履行の確保がなされるかどうかを調査し、その結果で落札者を決定する制度です。

低入札価格調査制度の目的・・・

不当なダンピング防止並びに**品質の確保**等、より適正な契約の推進を目的とするものです。

低入札価格調査制度の対象工事・・・

原則設計金額が**5千万円**以上の工事

低入札価格調査制度の対象工事になった場合・・・

低入札価格調査制度の対象工事になった場合は、『**入札条件について**』の“**一般事項**”にその旨記載いたします。

落札決定に至るまでのフローチャート

